

(別紙)

動画による海外への情報発信事業委託業務仕様書（案）

1 事業の目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、55の国と地域で実施された福島県産食品に対する規制措置は、令和5年8月にEU、アイスランド、ノルウェー、スイス及びリヒテンシュタインがこれを撤廃し、その数は7までに減少するなど、福島県産食品を本格的に海外に輸出できる環境が徐々に回復している。

本事業においては、未だ輸入規制の措置を継続している韓国に対し福島の米及び和牛肉（以下「福島牛」という。）を題材に、食材の魅力を最大限に訴求する動画を制作することで、輸出商材としての食材のPRを行うことを目的とする。

2 事業の実施期間

契約締結日から令和6年2月29日までとする。

3 委託業務の内容

(1) 動画の制作

後記4の内容・構成の動画を制作すること及び制作に附帯する一切の業務。なお、制作の各段階において、福島県の承認を得るものとする。

(2) 動画等の管理、修正

前記(1)で制作した動画を、前記2の実施期間中、福島県の許諾により第三者が取得可能なものとして適切に管理すること。また、福島県の要請により、実施期間中、相当の修正、編集を行うこと。

4 動画等の趣旨、内容及び構成等

各業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 動画等の内容

ア 動画は韓国向けに福島の米（天のつぶを想定）及び福島牛を題材とした2編を制作すること。

イ 福島の米編、福島牛編とも、韓国の視聴者に対し影響力のある人物が出演し、福島の米及び福島牛の魅力を最大限に訴求するものとする。

ウ 尺長は各3分程度とし、最後まで視聴者の好奇心を喚起し、飽きさせない、視聴して楽しいものとする。

エ 動画中で使用する言語は韓国語とし、両編について日本語字幕版を制作し、これに加え、英語字幕版を制作すること（全6版）。

動画上の日本語表記も各言語に翻訳すること。

ナレーション及び字幕の翻訳に当たっては、ネイティブによるチェックを受けること。

(2) 進行管理及び成果品の管理について

ア 事業の実施に当たっては、あらかじめ実施計画を策定し、適切に進行管理すること。

イ (1) で制作した動画を、セキュリティ管理された委託者又は第三者のサイト上で保存すること。また、パスワード制御により、任意にダウンロード可能とすること。

(3) その他

ア 動画は、令和6年1月末までに納品すること。

イ 企画・制作に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受託者が行うこと。ただし、事前に福島県と十分協議を行うこと。

5 提出書類

委託業務契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を福島県の指定する日までに提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 完了届
- (3) 総括責任者通知書
- (4) 再委託に係る承認申請書（該当ある場合のみ提出）
- (5) その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

6 成果品

- (1) 実績報告書
- (2) 委託業務により制作した本編動画、及びすべての素材動画（mp4形式）を格納したUSB2セット（正・副）
納品に際しては、ウイルス対策ソフトで十分に検査すること。
- (3) 動画本編を外部からダウンロードする際のアクセス情報

7 統括責任者

本委託業務に当たり、十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

8 業務実施に当たる打合せ

本事業の期間において、福島県との間で随時打合せを行うこと。福島県は本委託業務の実施のために必要な協力をするものとする。

9 新型コロナウイルス感染症対策

現地取材等の際は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、基本的な感染症予防策を講じること。

10 その他

(1) 仕様変更

本仕様書は、業務委託契約締結後において、福島県と受注者との協議によりその内容を変更する場合がある。

(2) 疑義に関する協議等

本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度、福島県と受注者が協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については、県担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。